

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和5年8月1日

県南広域振興局長 小 島 純

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社トキワ
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 カルチャーパークあてるい・A 奥州市水沢佐倉河字東沖ノ目108番地1ほか
- (3) 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
- (4) 変更の年月日 令和元年10月1日
- (5) 変更の理由 テナントの新規出店のため

2 届出年月日 令和5年7月12日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所